

建設工事等の積算疑義の申立て手続について

1 疑義申立て手続の導入について

長野市が発注する建設工事及び工事に係る業務委託における入札の公正・公平性を確保し、発注者及び受注者双方の負担を軽減するとともに、建設工事等の遅延による市民生活への影響を回避するため、入札執行後に入札応札者が行う市の積算内容に係る疑義の申立てに関して、必要な事項を定めています。

2 申立て対象案件

設計金額 250 万円以上の建設工事及び工事に係る業務委託

3 申立て対象者

市が行った入札案件の入札応札者

4 申立て方法等

- (1) 開札後、開札日の午後 3 時から翌開庁日の午後 4 時まで、契約課の窓口で、請求のあった入札応札者に、公表用積算内訳書を開示します。
- (2) 入札応札者は、積算疑義があるときは、開札日の翌開庁日午前 9 時から午後 4 時までに、積算疑義申立書に疑義の内容を具体的に示す資料を添付して、契約課に申し立てることができます。

5 内容精査

- (1) 契約課は、積算疑義の申立てがあった旨及びその内容を速やかに担当課に通知し、書面を回付します。
- (2) 担当課は、速やかに設計図書等及び公表用積算内訳書を精査するとともに、開札日の翌々開庁日の午後4時までに契約課にその結果を報告するものとします。

6 精査後の対応

- (1) 設計図書等及び公表用積算内訳書に積算誤りが認められない場合は、落札候補者と契約締結します。
- (2) 積算誤りが認められた場合は、契約課はその旨を疑義申立者に通知するとともに、入札事務を中止します。
ただし、担当課が当該積算誤りを修正後、再積算した設計金額においても落札候補者が変わらない場合は、契約課は入札事務を続行します。
- (3) 入札事務を中止する場合は、担当課は当該入札に係る全ての応札者に対し、入札の中止について周知します。

7 実施時期

平成29年2月16日以後に入札の公告または指名の通知を行う契約から適用します。